

各種証明書の発行

福島県立福島明成高等学校

1 証明事務手数料の徴収について

福島県証明事務手数料条例の施行に伴い、平成23年7月1日より本校を卒業や退学した方に証明書を交付する際に、証明事務手数料を納付していただくこととなりました。証明事務手数料は卒業式の翌日からかかります。

なお、在学生に発行する証明書については、従来通り無料で交付いたします。

2 手数料を徴収する証明書

卒業証明書、成績証明書、単位取得証明書、調査書など。

(名称にかかわらず、内容が同等のものは手数料を徴収します)

なお、学校教育法施行規則28条第2項の規定により、指導に関する記録の保存は5年間、学籍に関する記録の保存は20年間とされています。このことから、卒業後5年を経過している場合は、「成績証明書」及び「調査書」は発行できませんので、御了承ください(下表参考)。

ただし、証明書の発行が不可の場合でも、「証明書が発行できない旨の証明書」を発行することができます(この場合も証明事務手数料として、1通につき300円が必要です)。

	卒業後5年間	卒業後6～20年間	左の期間経過後
卒業証明書	○	○	○
成績証明書	○	×	×
調査書	○	×	×
単位修得証明書	○	○	×
証明書が発行できない旨の証明書	×	○	○

3 手数料の額、納付方法

1通につき300円です。福島県収入証紙により納付していただきます。

※ 証明事務手数料分の福島県収入証紙は、下記6の福島県収入証紙売りさばき所で購入してください。入手が困難な場合には、本校事務室にご相談ください。

4 申請方法

学校休業日を除く毎日8時20分から16時30分まで事務室で受け付けております。原則として、申請者ご本人が来校して申請することになりますが、遠隔地にお住まいであるなどやむを得ない場合は、代理人による申請や郵便による申請を受け付けます。

申請時にご用意いただく書類は次のとおりです。卒業証明書は通常は即日発行できますが、成績証明書、単位取得証明書、調査書の発行には通常7日程度かかりますので、余裕を持って申請してください。

(1) 本人が本校窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・手数料分の福島県収入証紙

(2) 代理人が本校窓口で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・代理人本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）
- ・委任状
- ・手数料分の福島県収入証紙

(3) 郵便で申請する場合

- ・証明書交付申請書
- ・本人であることを確認できる書類（運転免許証などの身分証明書）の写し
- ・返信用封筒（封筒に申請書の住所を記入し、郵便切手を添付すること）
- ・手数料分の福島県収入証紙

※ 返信用封筒に添付する郵便料金は次のとおりです。

各種証明書	1～4通（枚）	5～9通（枚）	10通（枚）以上
	84円	94円	事前に料金を学校に照会してください

速達や簡易書留を希望する方は、次の料金を加算してください。

- ・速達 290円加算
- ・簡易書留 320円加算

5 手数料の免除

一定の要件に該当する方は、申請により手数料が免除されます。証明書申請の際に免除申請書を提出してください。

申請により手数料が免除される方	免除申請に添付する書類
生活保護を受けている方	生活保護受給証明の写し
令和元年度台風第19号等により被災した方 (令和3年3月末日まで)	罹災証明書の写し

6 福島県収入証紙の売りさばき所

福島県出納局のホームページ

(<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015a/urisabakijyo.html>)でお近くの売りさばき所を確認してください。

なお、本校の最寄りの売りさばき所は「ファミリーマート福島大森下町店（福島市大森字下町11番地）及び「野地百貨店（福島市伏拝畑田6番地の3）」です。

また、お近くに売りさばき所がない場合は、通信販売により購入することもできます。購入する福島県収入証紙分の現金と、郵便切手を添付した返信用封筒を同封し、現金書留で申し込んでください。

・通信販売により福島県収入証紙を販売している売りさばき所

売りさばき所名	福島県庁消費組合 県庁売店
住 所	〒960-8065 福島県福島市杉妻町2-16
電 話 番 号	024-521-1111

お問い合わせ先

***** 福島県立福島明成高等学校 事務室 *****

電話 024-546-3381